

|                |   |   |
|----------------|---|---|
| 第<br>5654<br>号 | <br>リーダースクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行<br><br>リーダースクラブFAXニュース<br><br>(2017年)平成29年 2月20日 月曜日 |
|----------------|---|---|

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyou.com>

## ⇨ 小規模宅地の特例と同意書

**Q**：小規模宅地の特例の適用を受けるには同意書が必要とか。どのような取扱いになっているのですか？

**A**：申告書に全員の氏名を記入することで同意したことになります。

### 【解説】

小規模宅地等の特例は、一定の宅地について相続人の生活に必要という観点から宅地の評価額から最大8割相当額を減額してくれるというものです。

この特例の適用を受けるには、様々な要件があるのですが、この特例の対象となる土地等を取得した相続人が複数いるときは、その取得者全員が同意をして特例の適用を受ける宅地等を選択するものとして、その選択について全員の同意を証する書類を相続税の申告書に添付しなければならないこととなっています。

この場合の同意を証する書類は、特に同意書を作成して提出する必要はなく、相続税の申告書の「小規模宅地等についての課税価格の計算明細書」にある「特例の適用にあたっての同意」の欄に特例の対象となる宅地等を取得した相続人全員の氏名を記入すれば、同意を証する書類として認められることとなっています。なお、この記入は、自署する必要もなく、また印鑑を押す必要もありません。

パソコンで作成する場合は、パソコン入力で認められます。

